

第73回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和5年6月19日 開会

伊方町議会

第73回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和5年6月19日
招集の場所	伊方町庁舎4階議場
開会（開議）	6月19日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 6番 清家慎太郎 7番 福島 大朝 8番 山本 吉昭 9番 小泉 和也 10番 中村 敏彦 11番 吉川 保吉 12番 阿部 吉馬 13番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	14番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 欠 席 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 下向 栄治 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 観 光 商 工 課 長 三好 要 農 林 水 産 課 長 林 栄作 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 会 計 管 理 者 谷口 良二 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 中 央 公 民 館 長 上田 時茂
町長提出議案の項目	報告第3号 町長の専決処分事項報告について 報告第4号 令和4年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について 報告第5号 令和4年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第6号 令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について 報告第7号 令和4年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について 議案第43号 町長の専決処分事項報告について （令和5年度伊方町一般会計補正予算（第2号）） 議案第44号 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第45号 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第46号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について 議案第47号 伊方町不当要求行為等対策条例制定について 議案第48号 伊方町障がい者グループホーム条例制定について 議案第49号 令和5年度伊方町一般会計補正予算（第3号） 議案第50号 令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

	議案第 51 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 52 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	5 番 末光 勝幸議員
	6 番 清家 慎太郎議員

伊方町議会第73回定例会議事日程（第1号）

令和5年6月19日（月）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
「系統議長会報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について (報告第3号)

第 6 令和4年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について (報告第4号)

第 7 令和4年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について (報告第5号)

第 8 令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
(報告第6号)

第 9 令和4年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について (報告第7号)

第10 町長の専決処分事項報告について
(令和5年度伊方町一般会計補正予算(第2号)) (議案第43号)

第11 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について (議案第44号)

第12 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第45号)

第13 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について (議案第46号)

第14 伊方町不当要求行為等対策条例制定について (議案第47号)

- 第 1 5 伊方町障がい者グループホーム条例制定について (議案第 48 号)
- 第 1 6 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算 (第 3 号) (議案第 49 号)
- 第 1 7 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 50 号)
- 第 1 8 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 51 号)
- 第 1 9 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 52 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第73回定例会を開会いたします。

只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日、ここに、伊方町議会第73回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の取扱いが「5類」へ移行したことから、これまで中止や規模を縮小して行ってきた各種行事が再開されることとなりました。本町におきましても、先の、「はなはなまつり」や「きららまつり」、「スポレク祭」などの通常開催に加え、来月には「きなはいや伊方まつり」、8月には「夕凧まつり」を開催するなど、「賑わいの復活」に取り組んでいるところでございます。

一方で、高齢者等を対象としたワクチン接種につきましては、集団接種と個別接種により、安心・安全に接種していただけるよう、全庁一丸となって取り組んでいるところでございます。町民の皆様には、引き続き、感染拡大防止へのご協力をお願いする次第でございます。

次に、佐田岬半島ミュージアムにつきましては、4月末に建物が完成し、半島の自然や文化を紹介する中核施設として、8月5日のオープンに向けて、現在、展示資料等の搬入作業や当日のオープニングセレモニーの企画等の準備を進めているところでございます。

次に、亀ヶ池温泉につきましては、「あの温もりをもう一度」をスローガンに、来年春頃のオープンに向けて、再建工事を進めているところでございます。また、再建にあたりましては、町内外から、多くの励ましの声や、ご寄附をいただき、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。いただいた寄附金につきましては、復興した亀ヶ池温泉を広くPRするため、現在、その使い道について募集を行っており、町民の皆様とともに考え、有効に活用させていただきたいと考えております。

次に、伊方発電所についてです。定期検査中の伊方3号機は、先月24日に原子炉を起動し、現在調整運転を継続しておりますが、明日20日、定期検査を終了し、通常運転を再開する予定となっております。町では、引き続き安全運転に万全を期すよう、四国電力に求めてまいる所存でございます。

また、昨年8月に、四国電力から事前協議のありました、使用済み樹脂貯蔵タンクの増設計画につきましては、今後とも、議会の皆様のご意見をいただきながら、町として判断してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・専決処分報告 1件
- ・報告案件 4件
- ・補正予算の専決処分事項報告 1件
- ・条例制定に関する議案 5件
- ・補正予算 4件
- ・工事請負契約の締結に関する議案 7件
- ・その他の議案 4件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 末光勝幸議員、6番 清家慎太郎議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、3月18日に第74回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手許に配布しておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、田村義孝議員、清家慎太郎議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告にしたがい質問をさせていただきます。大綱1「三崎高校の寮の食事について」

三崎高校の存続は町としても重点政策と位置づけ、町内唯一の県立高校としてさまざまな支援をしているところであります。その甲斐もあり、もちろん関係各位の努力もあって、全国から選ばれる高校となりたくさんの生徒が通っていただく学校となりました。最近では町内のイベントにもひっぱりだこで、地域との距離も近くなり、伊方町にとってさらになくてはならない存在となってきたと思います。

現在、同窓会が運営する旧山本旅館以外の寄宿舍の朝食、夕食は入札で落札をした業者さんが提供していると認識をしております。

そこで2点についてお尋ねをいたします。どういうものが、どのような状態で提供されているか検食やチェックをされていると思いますが、どのように把握をして対応をしているかお尋ねします。

2点目、わたしが調べたところ、県立高校の県営寄宿舍でしたら野村高校の緑ヶ丘寮が定員は10名と少ないのですが、食事担当職員として2名、県の雇用が1人、地元雇用が1人をしている状況があります。速水寮については、県の寄宿舍ですし定員も多いので食事担当職員を県の支援で雇用し、町でも雇用する。伊方町の学校給食は町の管理栄養士が献立を作っていると思いますから連携をして献立も作る。栄養管理もされた食事が提供されるならば、生徒や保護者の満足や安心感にも

つながり、三崎高校へ来ていただく際のひとつの売りにもなると思うのですが、取り組むお考えがないかお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村義孝の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 田村議員の大綱1「三崎高校の寮の食事について」のご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、三崎高校の活躍は伊方町の活性化にもつながり、その貢献は町全体に広がってきております。

1つ目のご質問ですが、検食につきましては、事業者が事前に行っております。また、三崎高校の教諭が交代で県営寄宿舍の舎監をし、毎日、寮生と同じ食事を食べており、その感想等を伺うようにしております。教育委員会といたしましては、本年度に食事提供の事業者が変わったこともあり、開始一週間の食事提供の観察を行っております。加えて、不定期に職員が寮に出向き、実際の料理、調理作業、寮の生徒の皆さんの食事の様子を確認しております。

また、毎週の献立メニューの提出を求めており、指導の必要がある点については、随時行うこととしております。この5月に食事提供1カ月後の寮生全員に対する調査を行い、主な課題についても改善を求めています。

次に2点目でございますが、未咲輝寮の運営開始にあたって食事提供の検討過程において、教育委員会で調理員を雇うことも視野に入れて検討いたしました。最終的に委託業務として、外部発注とすることといたしました。これまで2年余りの運営の中で、現在のところ大きな問題は起こっておりません。ご質問の他校の事例であります。該当の高等学校は県営寄宿舍であり、県内の県立高等学校の県営寄宿舍で県雇用の食事担当職員を配置しておるのは、当該校のみと聞いております。県雇用の食事担当職員については、県営寄宿舍の食事対応を行うことが基本であります。また、県営寄宿舍の県営については、三崎高校や県教育委員会の考えがあります。県営寄宿舍と町有宿舍が併存する三崎高校に当てはめるのは、難しいと思われま。

議員のご提案については、選択肢の一つとして今後の検討材料とさせていただきます。

いずれにしましても、限られた中ではあります。町外から来られた三崎高校の生徒の皆さん、寮生活の基盤である食の充実を図り、この伊方町での高校生活が、より良いものとなるよう努めていきたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今ほど教育長の答弁にもありましたように、提案については選択肢の一つと

して今後検討材料とさせていただくということをうれしく思います。

業者に委託するにしても、既存の入札方式のみに捉われるのではなく、生徒のためになるのであれば、ほかの事業でも行っているように、プロポーザル方式を採用すべきというふうにも考えます。この点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 今ほどの田村議員のご質問でございますけれども、再質問でございますが、これにつきましては、三崎高校の生徒の食事、朝夕の食事を扱うということですので、これにつきまして前の業者と新しい業者との差異があつてはなりません。そういうところで、かなりの制限を設けております。そして、ハードルも高くして入札したつもりでございます。また、聞き取り調査、それから事業の対応、その辺を同じにしてやっております。

プロポーザルに関しましてですけれども、そういう方法もあるとは思いますが、そういう中で、またそれも今後より一層子どもたちのためになるのであれば、そういう選択肢も考えられると思いません。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） ありません。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の大綱1を閉じます。

田村議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 大綱2「魅力的で全国から選ばれる小中学校づくりについて」

先般、伊方町学校再編検討委員会検討事項報告が公表されました。それによると、令和8年度を目途に九町小学校は伊方小学校へ、令和9年度を目途に三机小学校、大久小学校、両校あわせて三崎小学校へ、また令和10年度には瀬戸中学校を三崎中学校と統合することが望ましいとの検討事項報告がなされました。

少子化の流れはすさまじく、全国どこも同じような状況であるとは思いますが、検討事項報告通りになった場合、瀬戸地区から小学校、中学校が失われてしまいます。学校がなくなった場合の地域の活力の低下は私も母校である二名津小学校、二名津中学校が閉校となり身に染みて感じております。

しかし、そのような状況を踏まえてか、伊方町では本年度、人口減少対策として移住者を増やすため「保育園留学事業」を行うこととなっています。簡単に事業内容を説明しますと、都市部在住の子育て世帯に1週間から3週間滞在してもらい、一時預かり事業を利用しながら子どもは保育所に

預け、保護者はワーケーションや地元住民と交流しながら田舎暮らしを体験してもらうことで伊方町の良さを全国に認知・拡散し、関係人口を創出するとともに、移住を検討する際のきっかけにしてもらい将来的な人口減少対策につなげていくというものです。

このような機会をきっかけにして、保育所を入口として三崎高校まで通っていただける状況をつくれないかと考えております。

そのために、瀬戸地区において空いた校舎を利用しつつ、三崎高校で得た学校魅力化のノウハウも生かしながら、体験学習により基礎学習能力も向上する、伊方町全体をフィールドとし、地域の課題を抽出し、課題解決に取り組むことで生きる力を育む、自分の頭で考え行動できる「独立自尊」の精神をそなえた人材育成を新しい公教育の学校としておこなうべきと考えます。

伊方ならではの教育の魅力により、全国から選ばれる学校づくり、全国から選ばれる地域づくりに取り組むことで、少子高齢化、人口減少の激しいわが町の将来を担ってくれる人材育成、また人口増加につながると思います。

保育所、中学校、高校と伊方モデルというべき背骨の一本通った一貫校的な魅力的な教育体制ができれば長い間、伊方町に家族で滞在していただけると考えます。そうすれば、家を建てようかとか、改築しようかという話にもなり既存の政策、定住促進奨励金の利用や新規事業チャレンジ支援にもつながって地域の産業育成や地域の活力をうむことに益々貢献していくと思います。

このような取り組みをするお考えがないか、お尋ねをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱2の中で、私の方からは、人口減少対策の観点からお答えをいたします。

ご案内のとおり、伊方町の人口は、令和5年5月末現在で8,211人ですが、2060年には1,898人に減少するという将来推計が出されており、人口減少対策が喫緊の課題となっております。

このため、町では、昨年度策定した人口減少対策重点戦略を踏まえ、私をトップとする戦略会議を立ち上げ、「健康長寿のまち」「子育て支援のまち」「デジタルライフのまち」を目指すべき将来像と定め、全国から選ばれる伊方町を目指した取り組みを積極的に進めているところでございます。

重点戦略におきまして、主たるターゲットの「子育て世代、特に女性の人口を増やす」、また、サブターゲットの「アクティブシニアと若年層を増やす」ためには、産業・雇用の創出と住宅の確保のほか、教育環境の充実が極めて重要であると考えております。

そのための具体的な施策といたしまして、今年度新たに実施をする保育園留学や給食費補助を始めとした子育て支援の充実を図るとともに、顔認証を使った高齢者福祉対策や町有財産を活用した創業支援、集合住宅の建設等に対する支援を行っているところでございます。

今後とも、教育の充実を含め、人口減少対策に全庁上げて取り組み、未来を担う人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱2に対する、私からの答弁とさせていただきます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 田村議員の大綱2「魅力的で全国から選ばれる小中学校づくりについて」のご質問に教育の観点からお答えいたします。

今回、伊方町学校再編検討を行った背景には、保護者の皆様や関係の皆様への「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート」の結果と、今後の児童生徒の減少に対する危機感がございました。

その上で、現状と分析、課題の抽出、今後の推計等、様々な要素を視野に入れながら検討を重ねました。検討の過程においては、大胆な提案を含む様々な意見が出され、多くの議論がなされました。最終的に伊方町の児童生徒の教育環境を最優先に考えた結果、伊方町学校再編検討委員会の検討結果報告を基にした伊方町学校再編計画案が現状では最良であると判断いたしております。議員の大綱2にあります提案については、夢のあるプランではあります。

同様のプランを他県教育委員会が小中学校を対象に短期間受入を実施しておりますが、受入数も多くはなく、定住については、まだまだ難しいものがあるようです。

議員の保育所、小学生、中学生、高等学校は、一貫的という質問についてでございますが、それぞれに所管や教育内容などの条件がかなり違っております。また、これを実現するためには、相当な検討期間、費用、そして何より関係者の十分な理解と協力を得ることが必要でありかなり難しいと思われまます。

ただ、現在、幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校の位置付が非常に重要であると言われております。教育委員会といたしましても、今伊方町にある学校の施設間の連携を今後さらに強化してまいります。現在、伊方町教育委員会では、伊方町学校再編検討委員会計画案をお示ししており、これから行う保護者説明会、住民説明会、そして議会やパブリックコメント等でも、様々なご意見をいただけるものと思っております。

それらの貴重なご意見を参考に、教育委員会において、子ども第一とした子ども達にとってよりよい教育環境が実現できる学校再編計画となるよう努力してまいりたいと思っております。議員の皆さんには引き続き、ご指導、ご助言を賜りますよう、お願いいたします。

以上、田村議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱2の再質問はありますか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 先ほど町長のほうからお示しいただきました、「健康長寿のまち」「子育て支援のまち」「デジタルライフのまち」を目指すべき将来像と定め、政策を展開しているというご紹介でした。どれも重要な政策で、一つできれば全てが解決するというものではなく、全てが連携

して密接につながっているというふうに私も考えます。ただ、これらも非常に重要なのですが、この一つ、先ほどご紹介いただいたものだけで移住をしていただくというのはなかなかハードルが高いように思いました、あくまでもこのことは補完的なものであり、これだけで移住を促すのは難しいのではないかと。それよりは、魅力的な教育によって、最近ではIT企業にお勤めの方などが働く場所も選ばないわけですから、その教育の魅力によって選んでいただくようなまちづくりを推進していくべきと考えますが、改めてそのようなお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員ご指摘のように、教育は一つの大きな要素ではあるとは思いますが。ただ、移住を決める際にそれだけで決定してくれるかという、やはりトータルとしての伊方町の魅力というのがなければ移住には結びつかないというふうに思いますが、中々仕事、それから教育環境、医療、福祉、交通、娯楽、様々なことが絡み合っただけで初めて移住といったものに結びつくのだろうというふうに思います。一足飛びにそこへ行ければ、それは最良なんではしょうけれども、まず伊方町を知ってもらおう。伊方町の魅力を全国の皆様方に知っていただく。そういったことも同時に力強く進めていかなければなりませんし、その大前提としては、私は一番大事なことは、今ここに住んでいる人たちが本当に魅力があるまちだというふうに感じてもらえるまちづくり、それに取り組むことが行政として一番大事なことだというふうに思います。住民の皆様方に誇りを持って暮らしていただく。便利さ、快適さを感じていただける。そんなまちづくりをしていくということが移住・定住に結びついていくんだというふうに思っております。その中の一つの重要な要素として、教育環境の充実というのがあるんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 先ほど教育長のほうからも、保育所、小・中・高と連携を強めていくというふうにおっしゃっていただきました。私もその点をちょっとお願いしようと思っておりましたので、大変心強く思います。やはり町内でできるだけ長い時間を過ごしていただく。それがふるさと愛を育むことにもつながると思います。そういう面で、その学校方針として「ふるさと愛いっぱい」の人材育成、そういうことを掲げておられますが、例えば高校へたどり着くまでに保育所、小学校、中学校、高校と一貫して伊方町としてこういうような人材育成を目指していくというような、そういう人物像の設定的なものも大事と思うのですが、その点についてどのように思われるかをお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱2再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 田村議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど町長からお話がありましたが、教育を預かる者としていたしましては、やはりとにかく魅力的な教育を進める。そのためには、子どもたちのより良い教育環境づくり、そしてもう一つは、教育の質で選ばれる、そういうことが大事だろうと思います。これからしっかり教育の質を上げてまいりたいと思っております。

先ほど田村議員から質問ありましたが、ふるさと愛にあふれる人材を育てるまち。これにつつましては、小学校、中学校とそれぞれカリキュラム、ふるさと教育に関する教材を、カリキュラムを用意して、その部分をずっとやるような形になったということで、やるような形を行っております。将来的にやはり今、IT社会の変化に対応するたくましい子ども、そういう人材を育成したい。また、どこにいてもふるさとを忘れない。そしてふるさとにいろいろな形で貢献できる。そういう人材を育てていきたいと、そういうふうに願っておりますし、それが目標でもございます。伊方町は最先端、以前で言いますと、へき地と言われる地域でございますが、そのへき地の中で、決してへき地ではない。それこそ三崎高校のキャッチフレーズではありませんけれども、最西端で最先端で最先端。その言葉どおり、へき地の中でもグローバル教育、そしてICT教育、そういうような社会の中で進んだ教育を進めていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、清家慎太郎議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 議長から一般質問の許可を得ましたので、通告書の内容にしたがって、一般質問をさせていただきます。大綱1「伊方町の観光事業の取り組みについて」

アフターコロナの感が漂う昨今、外出意欲は順調に回復を続け、町内の観光地にも人が増え、活気が戻りつつあることを肌で感じることができるようになりました。

四国最西端、海と山に囲まれ数多くの観光資源を有する伊方町。自然観光資源として佐田岬灯台、伽藍山、瀬戸頂上線など、観光関連施設として佐田岬はなはな、だんだん、きらら館。そして食事や自然環境が魅力の宿泊施設。これらに今後ミュージアムと亀ヶ池温泉が加わることとなります。

まだ磨き上げの必要なものもありますが、それぞれが大きな魅力を持つ観光資源であり、今後の伊方町が力を注いで取り組むべきはこれらの観光資源をいかにPRし、いかに組み合わせるかを線に、また線を紡いで面にすることだと思えます。

行政と連携し、その役割を担う団体として一般社団法人佐田岬観光公社が2022年10月に地域DMOの登録を受けました。点を線に、線を面に、また体験型や地域資源を生かした商品開発や磨き上げなど、大変大きな役割を期待されている団体であります。

そこで質問といたしまして、町と佐田岬観光公社との現在の連携の状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱1「伊方町の観光事業の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、文化交流の拠点として「佐田岬半島ミュージアム」が8月5日に開館し、「佐田岬亀ヶ池温泉」が来春に本格開業しますと、観光交流拠点の「佐田岬はなはな」やエネルギー情報発信拠点の「きらら館」など、特色ある観光関連施設が充実をいたしますところから、今後は、食事や宿泊、自然・文化を楽しむ体験プログラム、交通手段等を整備し、周遊・滞在型の観光地づくりを行い、観光客や観光消費額の増加につなげていくことが重要であると認識をいたしております。

このため、町では、昨年度「伊方町観光振興計画」を策定し、ターゲットや評価指標ごとの数値目標などを定めるとともに、その推進体制を担う町と佐田岬観光公社、観光事業者や住民の役割分担を明確にして、戦略的に観光振興を推進することといたしております。

ご質問の「町と佐田岬観光公社との現在の連携の状況と、今後の取り組みについて」でございますが、佐田岬観光公社は、昨年10月に観光庁から観光地域づくり法人、DMOに認定をされ、本年2月に旅行業の登録を行っており、主に観光関係者の合意形成、旅行商品の造成と販売、観光データの収集・分析や観光案内所の運営などを担当し、職員は、非常勤の事務局長1名と賑わい創出事業担当1名、常勤の事務局次長1名と経理総務担当1名の計4名で、そのほか観光案内所にパート3名、マルシェ・物販に協力者1名、体験ツアーガイド4名のスタッフで運営をされております。

一方、町は、主に観光施策の企画立案や進行管理、予算の確保、観光関連施設等の整備及び人材育成をはじめ、県や関係自治体との連携施策・事業などを担当いたしており、佐田岬観光公社と連携をしながら、豊かな地域資源を活かした観光まちづくりに取り組んでおります。

まず、誘客面では、佐田岬観光公社が手配と決済を行う、目玉商品のクルーズ体験ツアーが、9月・10月に4回、最大108人で催行される予定であり、雨天時は、町が企画する佐田岬半島ミュージアムの見学に変更するなど連携を図るとともに、観光プロモーションについても、町と佐田岬観光公社が連携をして積極的に取り組むことといたしております。また、インバウンドの推進を図るために、東南アジア諸国に支店を有する旅行会社から実務経験のある専門人材を総務省の地域活性化起業人制度を活用して町に受け入れることといたしており、佐田岬観光公社と連携して外国人の誘客にも努めてまいりたいと思います。

物販については、ふるさと納税にかかる特産品の開発・販売促進に重点的に取り組むことといたしており、町が委託しております事業者と連携をして、返礼品の充実に努めているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、昨年度に引き続き「海と風のマルシェ」を12月まで毎月開催をし、都市部マルシェを大阪・東京で実施をするほか、クルーズやサイクリング、キャンプ、佐田岬トレイル、これは自然の中を歩く道ですけれども、岬織りや藍染めなどの体験プログラムを充実をさせ、旅行会社と連携をした旅行商品の造成と販売に結び付けるとともに、三崎高校生との特産品開発にも取り組むことといたしております。

特に、キャンプでは、キャンプ用品メーカーとキャンプ芸人とのコラボによるSNS配信の企画を進めており、特産品開発では、地元の食材を使ったパフェ、アイスクリーム、チーズケーキを開発し、ふるさと納税等を通じて販売することといたしております。

また、観光プロモーションでは、佐田岬観光をテーマとした旅番組の制作などを行うとともに、観光案内所では、新たにレンタカー会社との連携による観光レンタカーの運営を始めたところでございます。

さらに、今年度から、観光客等の移動データを収集・分析する仕組みづくりを進め、データを踏まえた観光戦略を策定してまいります。

今後とも、町では、伊方町観光振興計画に基づき、佐田岬観光公社と連携して、観光振興に関する施策・事業を戦略的に推進をし、佐田岬観光の魅力向上と発信に努め、国内外からの誘客につなげることにより、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、清家議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱1に対する再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 今ほどのご答弁で、施設の連携、インバウンドの推進、ふるさと納税強化、高校生との特産品開発、あと芸人さんとのSNS配信とか商品開発、いろいろな取組についてお伺いをさせていただきました。

観光事業というのは、人口減少が進む伊方町にとりましては、人が集い、にぎわいが増えるということで、非常に気持ち的にも前向きになれる取組だと思っておりますので、これからも力強く推進をしていっていただきたいと思っております。

また、やはり関係各位の方にこのまま取組を持続してもらおうというからには、やはり実利と申しますか、その売上による収入増であったり、また体験・購入していただいた方々からも「来てよかった」とか「買ってよかった」、そういうふうな声もまたやる気の持続につながると思っておりますので、やはりこれからもこの伊方町にその対価を出していただくような仕組みづくりに注力をしていただきたいというふうに思います。

観光事業というのは、大きく二つに分かれると思うのですが、受け入れ、伊方町を知っていただいて、ここに来ていただく。商品も買っていただくという受け入れ面という側面と、あと受け入れる側の体制の整備という二つの側面があると思うんですが、伊方町を知っていただき、ここに来て

呼び込むというふうな側面に取りましては、プロモーションとか、また旅行業の実務経験がある方を1人増強されて、計2名になると思うんですけども、そういうふうにプロモーションとか呼び込み側の側面は非常に力の入った体制を強化されたように思うんですけども、逆に受け入れ体制整備、地元での受け入れ体制整備というところにつきましては、やはり常駐で特産品なり体験を発掘し磨き上げていく、そういう専門の職員が現在のところいないということで、現在の体制のまま続けていくことはそちらの受け入れ体制整備がかなり弱くなっているのかなというふうに感じます。

そこで、やはりその専従の職員をつくるためにですね、現状の人員配置、業務の分担を見直して、その受け入れ体制整備の職員を構えるか。また、新規人材を雇用して受け入れ体制整備の仕事をしていただく方を準備するのか。いずれにしても専従で受け入れ体制整備の職員というのは必ず必要になってくるというふうに思うんですけども、理事者側としてはその点につきましてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 議員おっしゃられるように、受け入れ側の受け入れ体制の整備は極めて重要と考えております。今常駐の事務局次長が1名、旅行業の取扱いの免許を持って取組を行っておりますが、まだまだ不十分な点がございます。そういったところで、現在の職員の業務分担の見直しというのはなかなか難しい状況がございますので、当面はDMOのアドバイザーとしてですね、大洲観光で実績のある、そういった方に、いわゆる地元での関係者とのいろいろな協議であるとか、そういうふうないわゆる関係者をより多く巻き込むような取組をやっていただきたいと思いますと思っておりますが、やはりプロパー職員1名は必要だというふうに考えております。町、観光公社ともに懸命に人員の募集をやっておりますが、なかなか来られない状況が続いております。

今後地域おこし協力隊という制度が活用できるのか、そういったところも検討しながらですね、協力隊の制度が活用できるということになれば、そういったものを使った常駐の人材確保、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。いずれにしましても、やはり常駐で地元との関係をしっかりと築いていく、そういうことが重要であると思っておりますので、その方向でいろいろな対策を講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 自治体サイドとしても、早急で受け入れ体制整備の職員は必要というお考えをお伺いいたしまして、大変安心をいたしております。やはり町長が以前申された言葉で、「知

恵は現場にあり」という言葉、これすごい好きで共感する部分があるんですけども、やはり地元にて日々体験なり、商品の掘り起こしができて、問い合わせにもしっかり対応できるというような職員はやはり必要だと思いますので、アドバイザーにしても何にしても時々伊方に来てくれるよりは、やはり現場に知恵を下ろしていくというのもありますので、常に常駐して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後お聞きしたいことがあるんですけども、今もまだプロパーの募集をされていてというふうな話があったと思うんですけども、今回インバウンド対応の方の制度でありました、地域活性化企業人制度とかは活用できないのか。活用して地域資源発掘とか受け入れ体制整備のほうの職員も協力するということはできないのかということと、あと旅行業取扱い経験者の方2名になったと思うんですけども、この方お二人の業務のすみ分けというのはどのような感じで考えておられますか。以上2点、質問をさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 総務省の地域活性化企業人制度、これによりまして、インバウンドの人材を確保することにしておりますけれども、この制度は三大都市に本店を有する会社が町のほうへ職員を派遣をするという制度でございます。三大都市圏に本店があれば、地方の支店からのそういう人材の派遣も可能になるということでございますが、町に最大3年間受け入れができるということでございますので、この制度を活用いたしまして、インバウンドの推進に当たる人材の確保を1年行ったところでございます。

それから、人材の確保、それは重要でございますので、今後やっぱり様々な制度を使ってやっていきたいというふうに思っております。その一つが、地域おこし協力隊の制度でございます。そういったところを活用をいたしまして、しっかりと地元の人材を、地元で活動できる常勤の人材を確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

再開いたします。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） それから、インバウンドと、そして国内の誘客のほうですみ分けでございますけれども、これはDMOで常勤をしております事務局次長、こちらのほうが国内の誘客の係にしております。現在旅行会社をはじめ運輸会社、様々ないわゆる会社のほうと折衝を重ねております。

インバウンドにつきましては、海外に滞在をし、海外で旅行手配の経験がある役場に派遣される職員1名が担当をしております。というような国内、海外というようなすみ分けというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、11時10分からとします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

報告第3号

○議長（菊池隼人） 再開いたします。日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第3号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第3号 町長の専決処分事項報告につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をいたします。案件名は、住宅破損事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、令和5年1月24日から25日かけての夜間に町が所有する住宅のカーポートの屋根全体が強風により飛散し、隣接する相手方所有の住宅を破損したものでございます。損害賠償の額は、108,988円で専決処分年月日は、令和5年5月23日でございます。

今後こうした事故がおこらないよう施設の維持管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

報告第4号

○議長（菊池隼人） 日程第6「令和4年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について」報告第4号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第4号 令和4年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について、ご説明いたします。

地方自治法第212条第1項の規定により、第69回定例会で、ご承認いただいた、令和4年度伊方町一般会計継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製しましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

亀ヶ池温泉再建事業について、継続費の総額8億4,634万円のうち、令和4年度の年割額となる3億3,567万6千円から支出済額3億2,697万円を差し引いた870万6千円を、翌年度に繰り越すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号「令和4年度伊方町一般会計継続費繰越計算書について」を閉じます。

報告第5号

○議長（菊池隼人） 日程第7「令和4年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第5号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第5号 令和4年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第72回定例会でご承認いただいた、令和4年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、生活応援マイナ普及事業ほか、24事業で、翌年度への繰越総額は、5億906万4,800円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「令和4年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

報告第6号

○議長（菊池隼人） 日程第8「令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第6号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 報告第6号 令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第72回定例会でご承認いただいております、令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、仁田之浜マンホールポンプ等更新工事他1事業で、翌年度繰越額は、総額で2,000万円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

報告第7号

○議長（菊池隼人） 日程第9「令和4年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告第7号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第7号 令和4年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご説明いたします。

地方自治法第220条第3項の規定により、令和5年度に繰り越いたしました。令和4年度伊方町一般会計事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、5月31日付けで繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

伊方町観光施設トイレ改修、瀬戸・三崎及び放射線防護施設新設事業の3件につきまして、いずれも新型コロナウイルス感染症や国際情勢の変化の影響を受けたことにより、年度内完成が困難となったもので、翌年度への繰越総額は3億8,279万4,740円でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「令和4年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

議案第43号

○議長（菊池隼人） 日程第10「町長の専決処分事項報告について（令和5年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」議案第43号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第43号 令和5年度伊方町一般会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

この補正予算は、7,915万9千円を追加し、総額を110億3,756万7千円とするものであります。

補正内容は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯及び食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する事業に要する経費でございます。

急を要するため、本年5月8日付けで専決処分したものであります。

歳出といたしまして、3款民生費に、物価高騰臨時特別支援事業7,064万3千円、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業851万6千円を計上いたしております。

これに対します歳入として、14款国庫支出金2項国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,064万3千円、子育て世帯生活支援特別給付事業費等補助金851万6千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第43号「町長の専決処分事項報告について（令和5年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第44号

○議長（菊池隼人） 日程第11「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第44号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（三好 要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好 要） 議案第 44 号 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、再生可能エネルギー発電事業が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響を鑑み、事業者による再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理について基本的かつ必要な事項について、災害の発生を防止し町民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な生活環境と自然環境を保全するため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、4 項目となります。1 点目は、該当行政区に係る定義の見直しについて。2 点目は、町長の同意に関する規定の追加について。3 点目は、周辺関係者への説明に関する規定の見直しについて。4 点目は、事業者に対する指導又は勧告の内容について、公表した場合の国及び県への報告に関する規定の追加となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 4 5 号

○議長（菊池隼人） 日程第 12「伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 45 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（三好 要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好 要） 議案第 45 号 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉の宿泊定員数を旅館業法及び同法施行令の規定に基づき設定する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、「新旧対照表」にて説明いたします。

別表第 2 項宿泊施設の利用料金ですが、宿泊施設は、1 室あたり改正前は、小学生以上 6 人とありましたが、改正後は 4 人までと改正するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号「伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 46 号

○議長（菊池隼人） 日程第 13「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 46 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 46 号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、松之浜集会所の解体撤去に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。第 2 条関係、別表第 1 において松之浜集会所を削除するものです。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（菊池隼人） 日程第14「伊方町不当要求行為等対策条例制定について」議案第47号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第47号 伊方町不当要求行為等対策条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、町の事務事業に係る不当な要求行為又は暴力的行為に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公正な職務の遂行を確保するため、本条例を制定するものであります。

条例案の内容について説明をいたしますので、議案の1頁をお願いいたします。第1条は、目的で、先程、申し上げた内容です。第2条は、定義で、「不当要求行為等」の具体的な行為と、用語の意義を定めています。第3条は、職員の責務について、第4条は、職員の保護について、第5条は、町民等の責務について、それぞれ定めています。第6条と第7条では、対策責任者と対策委員会について、規定しております。第8条から第11条にかけては、調査審議を行うための公正職務審査会について、定めております。第12条では、不当要求行為等の行為者への勧告等について、規定しています。最後の第13条では、ほかに必要な事項は、町長が別に定めるとしてあります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） この条例につきましては、目的にもありますように、事務事業に係る身体や精神に対する暴力的な行為に対し、毅然とした対応を取るための条例というふうに認識をしております。ぱっと見たところでも、羽島市、米原市、名取市、守山市など、数多くの自治体が採用しているということは、それぞれの自治体でやはり暴力に大変苦勞しているというふうな現実が浮かび上がってくるように思います。

せっかくこの条例を今日上程したわけですから、制定されたあかつきには、これが張子の虎ではなく、本当にしっかりと運用できるような体制を取っていただくことを望むものであります。

このように大変重要な条例ですので、ちょっと全員協議会の後に、一つ二つ気づいたことがありましたので、ご回答申し訳ないですけども、質問させていただきます。

まず、第7条の対策委員会、その後の審査会というふうなものがあるんですけども、これらの組織というのはどのようなメンバーで構成されるのか。行政職員で構成するのか。外部の人材を登用

するのか、その辺をお伺いさせていただくと、いつ頃までにもしやっていただけののなら、いつ頃までにそういう人選を選ばれて組織を立ち上げられる予定かお伺いをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 対策委員会についてですが、委員長、副委員長で想定するのは、委員長が副町長、副委員長が総務課長と想定しております。ほかの委員の方は、今の想定では議会のほうから入ってもらってということで想定はしていますが、また規則のほうでちょっとそこら辺は勉強したいと思いますので、よろしくをお願いします。これは条例が制定しましたら速やかにします。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

休憩 11 時 35 分

再開 11 時 36 分

○議長（菊池隼人） 再開します。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 第 8 号の審査会につきましては、もう規則で……。お願いします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） そうしたら、必要な事項は分からん。ここに書いてある必要な事項と規則は制度規則でご案内ということでお伺いいたしましたので、お伺いしたいと思います。その条例にも最後公開するというふうな感じでありますように、実際奈良市が不当要求当事者の氏名を公開しているのですけれども、これは非常に重い意味がありまして、本当にネットに公開ですから、一生、例え削除しても一生残ってしまうというぐらい重い実質的には罰則だと思います。そうしなければならぬほど今導入している自治体、本当に不当要求に苦しんで、職員生命や自治体の生命も脅かされている、そういう状況があるのではないかというふうに推測をいたしてございます。

このように本当に重要な職員の人権を守るため、本当に重要な条例だと思いますので、この条例を施行するに当たって町長のお気持ちというか覚悟というか、そういうものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のように、条例をつくっても、これをどういうふうに運用してい

くかということは、これから問われてくることをございます。しっかりと運用ができるように、またそれぞれの人権がしっかりと守られるような運用の仕方というのをくり上げていきたいというふうに思っております。いずれにしても、不当要求に対しては毅然とした対応ができるような体制で常に望んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他質疑ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） この問題に関しては、非常に人権にも関わる問題であって、職員の・・・かなど。それとともに、外部の人から見れば、大事なことであるんですけど、この問題に関して決していいイメージは持たれないような気がします。よって、私はこれを反対します。

○議長（菊池隼人） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 私は本案に賛成をいたします。人権と言いましても、不当要求者の人権を大事にするのか、それともおどし上げられて精神的に追い詰められた被害者のほうの人権を大事にするのか。当然私は被害者の人権を尊重するほうを取ります。多くの職員の前でおどし上げられて、それが恐怖になり、明日は来ないのか、あさっては来るのか、そのような不安な状況下の中、しっかりと仕事ができることはございません。そして今まで築き上げてきたキャリアを捨ててもこの状況から逃げたい、そのような思いを職員にさせてはいけません。それで仕事を辞めることによって家族が崩壊する。そのようなことも決してさせてはいけません。最終的に命を捨てたほうがいい、そんな状況を決して許してはいけません。この条例には全ての不当要求行為の対策が書かれております。怒鳴り上げるのがどの項目に該当するのか、暴力行為はどの行為に該当するのか、そういうのをしっかりと運用し、実践的なこの行為はこれに当たる、しっかりと運用していただき、理事者の方、そして職員の方は・・・をもって、しっかりと不当要求には対応してほしい。そのような思いをしっかりと込めて、私は本案に賛成をいたします。

○議長（菊池隼人） 他に討論ありませんか。それではないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方は、ご起立願います。ご着席をお願いします。起立多数と認めます。

よって、議案第47号「伊方町不当要求行為等対策条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（菊池隼人） 日程第15「伊方町障がい者グループホーム条例制定について」議案第48号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第48号 伊方町障がい者グループホーム条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、障がい者に対して生活の場を提供し、日常生活に必要な援助を行い、障がい者の社会参加及び自立を促進し、福祉の増進を図るため、新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきますので、1頁をご覧ください。第1条は、先ほど述べた目的、第2条は、施設の名称、位置および定員を定めております。第3条で、職員配置、第4条には、指定管理者による管理、第5条には、指定管理者が行う業務の範囲を、第6条は、利用者の範囲を定めております。

2頁になります。第7条は、利用料金について、第8条には、規則への委任を定めております。

なお、附則第1項において、規則に施行日を定めることを、また、第2項は、条例施行前の指定管理者指定に関する準備行為について定めております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第48号「伊方町障がい者グループホーム条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（菊池隼人） 日程第16「令和5年度伊方町一般会計補正予算（第3号）」議案第49号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第49号 令和5年度伊方町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

この補正予算は、6億7,211万9千円を追加し、総額を117億968万6千円とするものでありま

す。

歳出の主なものといたしまして、2 款総務費に、システム維持管理委託 3,190 万円を計上いたしております。3 款民生費に、人口減少対策総合支援事業補助金 1,630 万円、認知症対応型グループホーム設計業務委託 1,002 万 9 千円を計上いたしております。4 款衛生費に、海岸漂着ごみとなる発泡スチロール製フロートや廃プラスチック類を再資源化するための機器の導入経費 2,854 万 5 千円、一般廃棄物最終処分場の整備基金積立金 3 億 4,351 万 6 千円を計上いたしております。6 款農林水産業費に、愛媛県漁協への事業譲渡に伴う三崎漁協の解散により、出資金が消滅した漁業者の経営安定化を図ることを目的とした給付事業 4,273 万 6 千円を計上いたしております。7 款商工費に、亀ヶ池温泉の再建に向けて多数の方々からいただいた寄附金の有効活用策について、具体的に取り組むための事業に 1,510 万円を計上いたしております。8 款土木費に、道路新設改良事業 2,475 万円を計上いたしております。

以上、歳出の主な内容の説明といたします。

これに対します歳入の主なものは、14 款国庫支出金 2 項国庫補助金に、一般廃棄物最終処分場整備基金造成交付金 3 億 4,351 万 6 千円、地域博物館等整備交付金 8,113 万 3 千円を計上いたしております。18 款繰入金 2 項基金繰入金に、財政調整基金繰入金 1 億 6,290 万 9 千円、亀ヶ池温泉再建基金繰入金 1,509 万 5 千円を計上いたしております。21 款町債 1 項町債に、過疎対策事業債 1,630 万円を計上いたしております。

以上、令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の主な内容の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 10 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（10 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（10 頁～12 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（12 頁～13 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（13 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（13 頁～15 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（15 頁～16 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（16 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（17 頁～18 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（18 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（18 頁～19 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（19 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（20 頁～21 頁） 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費（21 頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費（22 頁） 質疑ありませんか。

3 項 港湾費（22 頁） 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費（22 頁～23 頁） 質疑ありませんか。

7 項 集会所費（23 頁） 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費（23 頁） 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費（24 頁） 質疑ありませんか。

2 項 小学校費（25 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費（25 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（25 頁～27 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（27 頁～28 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。7 頁をお開きください。

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料（7 頁） 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金（7 頁） 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

2 項 県補助金（7 頁～8 頁） 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金（8 頁） 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

7 項 雑入（8 頁～9 頁） 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債（9 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に返って「地方債の補正 第2条 第2表」第2表は、4頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第49号「令和5年度伊方町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（菊池隼人） 日程第17「令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議案第50号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（下向栄治） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（下向栄治） 議案第50号 令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万5千円を増額し、総額を17億6,020万2千円。直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,942万2千円を減額し、総額を4億3,412万7千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なものをご説明をいたしますので、6頁をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の増など、総額81万5千円を増額しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金職員の職員給与費等繰入金は、人件費の増等により81万5千円増額となっております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、23頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人事異動等に伴い人件費等を227万6千円増額しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、22頁をお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金は、人事異動に伴い人件費等227万6千円を増額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出についてご説明いたしますので、29頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴い人件費等を267万8千円増額しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、28頁をお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金は、人事異動に伴い人件費等を267万8千円増額しております。

次に、串診療所の歳出についてご説明いたしますので、36 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動に伴い人件費を 1,988 万 6 千円減額しております。

次に、37 頁をお願いいたします。2 款 1 項 3 目医薬品衛生材料費は、医師の退職に伴い診療日数の減少により 1,300 万円減額しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、34 頁をお願いいたします。1 款 2 項 3 目後期高齢者医療保険診療報酬収入は、患者数の減少を見込んで 1,524 万円減額しております。

次に、35 頁をお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、人事異動に伴い人件費等を 672 万 8,000 円減額しております

以上、ご審議の上うえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 予算書に関しましては、これというご異議ございません。ただ、新しく串診療所が前の従来おられました先生が退職されまして、また変則的な営業という形を余儀なくされている現状、この現状に対してちょっと質問をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（菊池隼人） 許します。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 変則的な流れの中で、現状地域の声、患者さんたちの他の診療所への配分等々踏まえて、ご意見等を把握しておるのかどうか、まず 1 点お聞きしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の質問に対する理事者の答弁を求めます。暫時休憩します。再開は、午後 1 時からとしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の発言あり）

休憩 11 時 57 分

再開 13 時 00 分

○議長（菊池隼人） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町民課長（下向栄治） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（下向栄治） それでは、午前中阿部議員からいただきましたご質問に対してお答えをいたします。

議員もご承知のように、串診療所におきましては、今年 4 月からこれまでの週 5 日から週 2 日の診療体制を行ったことによりまして、地域住民の皆さんには大変ご不便、ご迷惑をおかけしておりますことを、この場をお借りしましておわび申し上げます。

現在のところ、診療所の利用者及び来庁者からの声というものは直接こちらのほうには上がっておりませんが、今後も当地域の医療体制を維持していくために、現状の医療体制に関しまして地域住民の皆様にアンケート調査を実施させていただくことでご意見をいただき、改善できるところから改善していきたいと考えております。それによって、安心して医療が受けられる体制構築を図っていききたいと考えております。また、医師の確保につきましても、引き続き取り組んでまいりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 言われることは理解をしているつもりです。まずはどの行政も姿勢としては、やはり先頭に地域住民の声、地域住民のタイミングがあるわけですから、いろんなことで何かをしようとする。今回の予算につけるにしても、本当に迷惑がかかっていないのか。今の状態でいいのか。各自が職員一丸となって、もちろんトップがそれを指導すべきだろうと私は思いますが、そういったことでやはり地域住民に理解を得られる行政運営をですね、できたらやっていただきたいと思います。決して責めるとかいう問題ではないと思います。基本姿勢を守って今後の活動に生かしていただけたらと思います。終わります。

○議長（菊池隼人） 答弁よろしいですか。（「はい」の発言あり）他質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号「令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 51 号

○議長（菊池隼人） 日程第 18「令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（下向栄治） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（下向栄治） それでは、議案第 51 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 56 万円を減額し、総額 1 億 8,560 万 3 千円とするものでございます。

歳出よりご説明をいたしますので、6頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人件費の減により56万円減額しております。

次に、歳入をご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。2款1項1目事務費繰入金は、歳出の一般管理費の減額に伴い56万円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第51号「令和5年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第52号

○議長（菊池隼人） 日程第19「令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）」議案第52号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上 操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上 操） 議案第52号 令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万9千円追加し、歳入歳出それぞれ1,703万8千円とするものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて、介護サービス事業勘定の歳出についてご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。1款1項1目介護予防サービス事業費につきましては、会計年度任用職員補充に伴う経費として、総額で24万9千円計上いたしております。

これに当たる歳入ですが、5頁をお願いいたします。2款1項1目一般会計繰入金につきまして、介護サービス事業繰入金24万9千円を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号「令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、散会するものがありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。20 日から 22 日は、休会。23 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 13 時 56 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員